

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成24年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成24年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

(1) 3級

- さく井（ロータリー式さく井工事作業）
- 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）
- 鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
- 機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）
- 金属プレス加工（金属プレス作業）
- 鉄工（構造物鉄工作業）
- 建築板金（ダクト板金作業）
- 工場板金（機械板金作業）
- めっき（電気めっき作業）
- 仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）
- 機械検査（機械検査作業）
- 機械保全（機械系保全作業）
- 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
- 電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）
- 冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
- ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）
- 婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）
- 紳士服製造（紳士既製服製造作業）
- 帆布製品製造（帆布製品製造作業）
- 布はく縫製（ワイシャツ製造作業）
- 家具製作（家具手加工作業）
- 建具製作（木製建具手加工作業）
- 紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）
- 印刷（オフセット印刷作業）
- 製本（製本作業）
- プラスチック成形（射出成形作業）
- 石材施工（石材加工作業、石張り作業）
- パン製造（パン製造作業）
- ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）
- 水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
- 建築大工（大工工事作業）
- かわらぶき（かわらぶき作業）
- とび（とび作業）
- 左官（左官作業）
- タイル張り（タイル張り作業）
- 配管（建築配管作業、プラント配管作業）

型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
防水施工（シーリング防水工事作業）
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）
熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
表装（壁装作業）
塗装（建築塗装作業、鋼橋塗装作業）
工業包装（工業包装作業）

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
機械加工（旋盤作業、フライス盤作業）
金属プレス加工（金属プレス作業）
鉄工（構造物鉄工作業）
建築板金（ダクト板金作業）
工場板金（機械板金作業）
めっき（電気めっき作業）
仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）
機械検査（機械検査作業）
機械保全（機械系保全作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）
紳士服製造（紳士既製服製造作業）
帆布製品製造（帆布製品製造作業）
布はく縫製（ワイシャツ製造作業）
家具製作（家具手加工作業）
建具製作（木製建具手加工作業）
紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）
印刷（オフセット印刷作業）
製本（製本作業）
プラスチック成形（射出成形作業）
石材施工（石材加工作業、石張り作業）
パン製造（パン製造作業）
ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
とび（とび作業）
左官（左官作業）

タイル張り（タイル張り作業）
配管（建築配管作業、プラント配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
防水施工（シーリング防水工事作業）
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）
熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
表装（壁装作業）
塗装（建築塗装作業、鋼橋塗装作業）
工業包装（工業包装作業）

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

職 種	手 数 料
機械検査、婦人子供服製造	13,000円
上記以外の職種	15,700円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

所在地 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

随時（平成24年12月31日（月）、平成25年1月2日（水）、同月3日（木）、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までに限る。）受け付ける（原則として、技能検定の受検を希望する日の30日前までとする。）。

（4） 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。

イ 申請書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

オ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

カ 3級の技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能検定に合格した者に限り、受検することができる。

6 合格通知等

（1） 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

（2） 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

（1） この技能検定は、外国人技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

（2） 不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策室（電話0857-26-7222）に問い合わせること。